

会 議 の 要 旨

会議の名称	第 14 回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	令和 2 年 11 月 11 日 (水) 午後 3 時 00 分 開会 ・ 午後 4 時 10 分 閉会
開催場所	ウェスタ川越 1 階多目的ホール A~C
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	小高委員、大泉委員、池浜委員、矢部委員、高橋委員、樋口委員、 宮山委員、川越委員、佐々木委員、橋本委員、荻野委員、佐藤委員、 長峰委員、芝波田委員、米原委員、原委員、矢代委員、横田委員、 中原委員
欠席委員氏名	船津委員、田中委員
事務局職員等氏名	近藤福祉部長 高齢者いきがい課：坂口課長、内門副課長 介護保険課：奥富参事、小室副課長、円城副主幹、矢島主事、土肥主事補 健康づくり支援課：佐藤課長 地域包括ケア推進課：富田課長、渡辺副課長、山畑副主幹、内藤主査、
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告 (1) 第 13 回川越市介護保険事業計画等審議会について (2) 「すこやかプラン・川越 - 川越市高齢者保健福祉計画・第 8 期川越市 介護保険事業計画 - 」(原案)について 4 議事 (1) 第 8 期介護保険料について 5 その他 6 閉会
配布資料	1 次第 2 会議要旨…資料 1 3 すこやかプラン・川越 - 川越市高齢者保健福祉計画・第 8 期川越市介護保険事業計画・原案 …資料 2-1 4 意見公募手続 (パブリック・コメント手続) について…資料 2-2 5 中核市介護保険料一覧 (第 5 期～第 7 期) …資料 3-1 6 埼玉県市町村介護保険料一覧 (第 5 期～第 7 期) …資料 3-2 7 主な関東圏中核市 4 市及び主な県内 4 市における第 8 期の試算状況について…資料 3-3 8 介護給付費等準備基金の活用…資料 3-4 9 保険料基準額及び保険給付費準備基金の推移…参考資料

議事の経過

1 開会

2 挨拶

会長による開会の挨拶

3 報告

(1) 第13回川越市介護保険事業計画等審議会について

事務局より、資料1を用いて報告

また、前回審議会で質問のあった医療費の水準について説明。

(事務局)

前回、質問のあった医療費の水準について説明をさせよう。まず、国民健康保険税は、自治体によって計算方法がまちまちで一概に比較することは難しい。ただし、川越市は均等割、所得割という計算方法で行っており、同じ計算方法で行っている自治体と比較した場合、川越市の均等割は低い部類、所得割は高い部類に属するという認識である。また、後期高齢者の保険料についてはこの水準は都道府県単位で保険料を決定している。確認の結果、埼玉県の場合、都道府県の中で見ると低い部類に属する状況と認識している。

(2) 「すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 -」(原案)について

事務局より、資料2-1、2-2を用いて説明

なお、事前にあった数名の委員からの質問に回答

・言葉の表記方法についての指摘

→複数の委員から指摘をいただいたが、計画の内容としては影響がないため、関係課と調整しパブリック・コメントにおける原案にて修正する。

・資料2-1 原案の6ページ一番下の部分にある、高齢者向け住まいの設置状況の記載と有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の連携強化について、原案の中で表現がされていない。

→高齢者向け住まいの情報については、資料2-1の原案には掲載していないが、今後、作成予定の資料編への掲載を考えている。

→有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化の規定については、指導監督を主な目的としたものとなるが、中核市である川越市は指導監督の権限が都道府県と同様に付与されており、川越市単独で実施することとなる。この点は、資料2-1 原案の79ページのアにその旨の記載をしている。

・資料 2-1 原案 51 ページの「※1 要介護度の変化」に関して、要介護度が改善したことについて、その方への支援内容や本人の意識などの状態を関係者間で共有する場や共有するシステムがあるか。

→数年後の経過を追って介護度が軽減した方々の情報を共有する場というものは現在はないが、原案 72 ページにある地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア会議は、現在も本人の生活の質の向上などを目的として関係機関が集まり、その対象者の方の経過を見ながら事例検討、支援方針の検討を行っている。今回いただいた意見を踏まえて、第 8 期計画期間においても、関係機関で共有できるような場を作るように努めていきたい。

・目標達成のための施策の重要度、実施や達成の難易度が整理されていれば教えてほしい。
→第 8 期計画では、施策の柱毎に事業実施効果の指標を定めている。その他にも、提供体制の指標や実施状況・参加状況の指標を定めている。事業実施効果の指標を向上させるために、特に影響を与えるためという考えで設定しており、提供体制の指標や実施状況・参加状況の指標に係る事業について、第 8 期計画では特に重要と考えている。事業実施効果の指標については、第 9 期策定時の 3 年後に評価するものとなるが、来年度から第 8 期計画が始まる中で、毎年進捗管理を行いながら、審議会に報告をしていきたい。

(会長)

事前に質問した方々は今の回答でよろしいか。気になったのが、地域ケア会議や地域包括支援センターについての説明が記載されていない。市民の方が見るにあたり、その役割は何かという基本的な部分の説明が必要かと思ったがどうか。地域包括支援センターは要支援の方だけ対応している訳ではなく、虐待や困難事例等にも関わっている。皆さんの了承が得られれば必要な説明については加えたいと思う。よろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

事務局と調整し、言葉を抽出して説明を入れるようにしたい。
他に意見等はあるか。

(委員)

2 点聞きたい。まず、資料 2-1 原案の 82 ページ、施設基盤整備について。特別養護老人ホームには待機者がいて、なかなかその待機者が入所できない状況ではあるが、この審議会の中で第 8 期計画期間においては特別養護老人ホームの整備は必要ではないといった説明があった。しかし、市民の中にはなかなか入所できないので特別養護老人ホームを作ってほしいと思う人もいる。市民の方への説明として、この部分に第 8 期では特別養護老人ホームは作らないといった、ただし書きがあってもよいのではというのが 1 点。

次に 87 ページに持続可能な介護保険制度の運営として指標が出されている。現状値が令和元年度で目標値が令和 5 年度となっている中で、特に指標 2 の③住宅改修等の点検割合は現状値 0%から目標値 100%となっているが、他の指標も含めて目標値については 100%が並んでいる。この目標値 100%というのは国の方針に沿ったものなのか、それとも川越市の意気込みとしてのものなのかを聞きたい。これまでは目標値について「増加」としているものが多くあったと思うが、100%と設定した意図について聞きたい。

(事務局)

まず 1 点目。82 ページの介護サービスの基盤整備において、第 8 期では特別養護老人ホームの整備計画が記載されていない点について、審議会で審議した経緯を記した方がよいのではという趣旨と認識した。事務局としては、第 8 期については審議会で審議した内容を踏まえて、特別養護老人ホームではなく地域密着型サービスの整備を行っていく方針で整備予定を定めている。その後の第 9 期以降については、特別養護老人ホームの整備も含めて、またゼロベースから検討していきたいと思っている。なお、第 8 期で特別養護老人ホームを設置しないということを別途記載することについては、消極的であることをご了承いただきたい。

次に 87 ページの介護給付の適正化について、指標の 2 の③住宅改修等の点検割合は、現状値 0%から目標値 100%と目立つ記載だとは思う。この部分については国においても給付の適正化として指針が示されており、主に 5 項目、指標にある①から⑤までの取組が示されている。市の考えとしても、国の指針に基づき、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。住宅改修等の点検についても、全件ということではなく、疑義の生じた案件について現場確認をしっかりと行うといったことを考えている。

(会長)

これは特別養護老人ホームだけを取り上げてよいのか、老人保健施設はどうか。介護医療院も 1 箇所の整備となっている。特別養護老人ホームだけではなく、施設サービスのあり方については、定期的に見ていかないといけないといった文言は必要かもしれない。現状は大丈夫そうだが、今後、状況が変わってきた時には検討するといったことは必要かもしれない。ちなみに、現状のサービスがどのくらいあるのかについて、計画書に記載があるのか。資料編でもよいので、現状どのサービスが何箇所あるといったことを記載しておいた方がよいと思うがどうか。

(事務局)

検討させていただく。

(会長)

他にはどうか。計画原案について、今回で決まってしまうということではなく、この後のパブリック・コメントも経て、修正しなければいけない部分も出てくるかと思う。現時点で委員の皆さんから意見がなければ、会長、副会長に一任いただいて整理させていただきたい。よろしいか。

(全委員)

はい。

4 議事

(1) 第8期介護保険料について

事務局より、資料3-1~3-4、参考資料を用いて説明

(会長)

第8期の介護保険料についての基本情報を説明してもらったが、どちらにしろ準備基金を全部取り崩しても保険料は上がってしまうということであり、第9期のことを考えると取り崩しについてどうするかといったことになる。

(委員)

私は、前回の審議会で準備基金は取り崩さずに5,935円でよいのではないかと意見したが、今回の説明を聞き、やはり5,935円のままよいのではと思った。理由は3点。1点目は第5期、第6期、第7期と保険料を上げていないということ。2点目は他の中核市と比較して著しく保険料が安いということ。3点目は2025年に団塊の世代が後期高齢者となった時に、保険料が高くなると考えられるが、今ここで保険料を上げておかないと、その先で今回の5,935円のアップ率、22%を超えるアップをしないと追いついていけないということ。そう考えると5,935円で市民の皆さんに理解を求めるのがよいのではないか。もちろん反対する方が出てくる可能性は大いにあると思うが、その方たちを納得させる方策としてインセンティブを与えることとしてはどうだろうか。内容としては、例えば介護予防、重症化予防、認知症予防、ボランティア等に一生懸命取り組んだ方には、第1号被保険者ということで、例えば保険料1箇月分の還元をインセンティブとすることで5,935円の保険料を認めてもらうというようなことはどうか。

私の試算では、川越市の高齢者は約94,000人おり、保険料1箇月還元分5,935円が3年間分で17,805円になるので、これを掛け算すると約17億円になる。17億円というのは、準備基金を1億円取り崩すことで保険料が1箇月29円安くなることから計算すると毎月493円安くなる。一生懸命努力した方は、毎月の保険料が5,935円から493円安くなり5,442円となる。本来の保険料が5,935円として、努力した方に1箇月分還元することで、その方たちは実質第7期の保険料に比べて11%程のアップで済むということになる。この方法が良いのではないかと考えている。

(会長)

思い切った話が出されたが、努力した人に還元するというのは制度上、大丈夫なのだろうか。この点についてはどうか。知っている方はいるか。

(委員)

確認しないと分からないので、簡単にお答えできない。

(会長)

公平性だとか、そういった問題も出てくる、また、努力は何をもって努力とするのかというのは、人それぞれ違うということもある。個人で行っているのと皆で行っているのとで違ったりもする。そんなに簡単な話ではないかもしれない。また、ここで決めることでもないかもしれない。

(委員)

取り崩しの定義についてだが、第7期は3年間で15億円積み立てたが20億円取り崩した。差額として残高が5億円下がったことになる。取り崩しというのはどちらのことを言っているのか。20億円のことなのか、差額の5億円のことなのか。資料3-3における他市の状況についても、残高を全額取り崩すとしている市があるが、これは準備基金としてある金額を全て取り崩すということなのか、差額としての金額を取り崩すということなのか。確認したい。

(事務局)

他市に確認した際の担当者の回答としては、一旦、積み上がっているものを全額取り崩し、保険料に反映するので、残高は0円になるということだった。

川越市の場合、同じ方法で考えると33.7億円取り崩すということになる。

(委員)

第7期末で33.7億円の残高がある。これから第8期の3年間で、積み立てと取り崩しを行うとして、第7期の3年間では約5億円減った訳だが、第8期においては33.7億円減らすのか、それとも第7期のように5億円くらい減らすのかを質問している。30数億円は残るのか、それとも全額取り崩すつもりなのかというのが質問の意図。全部取り崩すとは思っていないのだが。

(事務局)

今の質問だが、確かに資料の中では第8期においても、過去の例から見ると積み上がってくる部分があるだろうとは考える。参考資料からも、過去において、毎年剰余金という形で準備基金に積み上がっている現実が確かにある。今年度末の基金残高は33.7億円だが、今後、3年間で積み上がってくる部分というのはあるだろうと思う。ただ、資料としては、第8期の3年間で積み上がる分について反映されていないといったことはある。

(会長)

第8期に入ったら、だいたいこれくらい積み上がってくるだろうといった予想は立てられないか。それがあれば分かりやすいかもしれない。

(事務局)

確かにそれがあれば分かりやすいかとは思いますが、これから第8期の計画を策定するこのタイミングで、第8期に剰余金が発生するという説明をするのはなかなか難しいと考える。た

だし、直近の第7期では令和元年度、2年度と前年度の決算の剰余金を積み上げている訳だが、各年5億円弱は積み上がっているという現実はある。そこから推定すると第8期においても、あくまで予測だが、もしかしたら同程度の積み上げはあるかもしれないということは考えられる。

(会長)

だいたい15億円ということか。その点についてはどこかに記載しておいた方がよいだろうか。これだけだと確かに積み立てのことは何も記載されていないので。積み立てとはこういうことで、このように積み立てると。金額は明示できないがこういった形で積み立てていくといったことが明示されていてもよいのかもしれない。それなら納得がいく。例えば全額なら全額取り崩すが、またこのように積み立てていくということが明確になっていけばよいかと思う。

(委員)

資料2-1 原案の97ページに要介護者数の2040年までの推計が出ている。2021年が推計15,480人で、第8期の最後2023年は16,776人となっている。これが2040年になると22,000人まで増加してしまう。2021年から2040年で1.5倍くらいになる。その点を意識しながらやっていかないと。ピークがどれくらいの時期にあって、その時に一体どれくらいの保険料になるのかということ意識しながら、今はいくらくらい使うべきなのかといった議論はしておくべきではないかという趣旨で質問した。

(会長)

分かりました。先を想定していくということですね。先を考えたら、今はどうするのがよいかという視点に戻ってこない。現在の残高がこれだけあるから、これを取り崩すといくらになるといった単純な話ではないということ。この辺りはどうか。

(事務局)

中長期的な視点で、先を見通し、視野に入れながら保険料の水準は考えていくべきと考えている。

(会長)

ある程度の幅はあったとしても、保険料については、これくらいの基準でいくといったことは、要介護認定者数やサービス利用者数、サービス数を加味して考えていくということだろうか。ここはそういうことを少し考えてもらうとしてよいか。

(事務局)

今回、意見としていただいたことを想定しながら保険料の水準を判断していきたい。

(会長)

今日、保険料を決定するといった話ではないので。

(事務局)

会長の言うとおり、今日この場で介護保険料の金額、水準を決めてしまおうということでは決していない。介護保険料は、条例に規定しているので、条例改正が必要になってくる。また、同時に予算も関係してくる部分もあるので、最終的には今日の意見をいただいて、市の執行部側で決定し、それを議会に提案し、議会で審議していただく。そういう流れになるので、今日は意見をいただければと思う。

(会長)

方向性としては、どれくらい取り崩すことになるかは分からないが、全く取り崩さないでいくというのは、なかなか厳しいということは皆さんお分かりかと思う。その辺の水準を決めていくためにも、もう少しデータが欲しいというところ。

(委員)

介護の需要が一番増えるのが2040年という話の中で、今から20年後なので、3年毎に計画期間を重ねていくと7期分ということになる。今、約33.7億円の準備基金があるということなので、均等に割っていくと約5億円になることから、単純に考えると1期で5億円の取り崩しが平坦な負担軽減と考えられる。そういった意味では第7期の期間において、20億円取り崩したが15億円積み上げたというのは、非常に理想的だと私は考える。今回、第7期と第8期について準備基金を活用しないとして試算した内容で、第7期が5,591円、第8期が5,935円ということなので、その差額くらいの値上げ幅に今回も抑えられればよいのではと思う。そうすると、こちらのシミュレーションにある20億円程度の取り崩したが、はっきり言って私の考えでは15億円の積み上げというのは無理だと思っている。悪く考えて10億円積み上げればよいという考え方もある。そういったことを考えると20億円程度の取り崩しの想定が現実的かと思う。これから経済がどのようになっていくのかも分からない状況であり、将来の2040年に向けた不安を考えると、また直近には2025年もあるが、そういった山を越えていくには、20億円程度の取り崩しが妥当ではないかと思う。全く取り崩さないというのもなかなか市民の理解が得難いところもあるだろうし、全額取り崩すというのも将来的な不安ということを考えると現実的ではないと思う。

(委員)

資料3-1、3-2を見てみると、中核市において最高の市と最低の市では第7期で2,355円という差額が出ている。埼玉県内においても最高と最低で2,955円の差額が出ている。介護保険制度が始まって20年が経過するが、この間で保険料等、当初の頃からここまで上がってきたという状況の中で、さらに先ほど話が出た資料2-1原案の第5章の人口推計、高齢化率、要介護認定率等を見ると、今までの20年間、次の20年間といった大きなスパンで見なければいけないのではないかと思う。準備基金について将来を見据えて全く取り崩さないという

のも、現状の中で今の人たちに過大な負担を受け持ってもらおうのかという話にもなるし、また、全額取り崩して、将来の人たちに先は知らないといったような無責任な政策をとるのかということを見ると、先ほど会長が言ったように、将来を見据えた中で、積み立てと取り崩しといったバランスを見据えた試算をした上で保険料については判断するのが望ましいのではという感じがする。

(委員)

資料 3-3 では川越市の総給付費に対する基金残高の割合は 15%ということで、割合が大変大きいと感じたのと同時に、他の中核市に比べて頑張って保険料を安くしているのだと思った。なぜ安いのかを私なりに考えてみたが、資料 3-3 で第 1 号被保険者 (A) と総給付費 (B) という項目があるが、それを単純に割って 1 人当たりの 1 年間の給付費がどれくらいになるのかを計算してみたところ、川越市は約 237,000 円となった。他市は 26 万円から 27 万円程度のところがあるので、川越市の方々は健康であるのか、サービスを遠慮しているのかは分からないが、1 人 1 人の給付費が低く抑えられているというのも理由としてあるのではないか。そのためにお金が残っているということであれば、皆が保険料を払っているのだけれども、サービスを利用している方は全員ではない、また、いざ利用したい時になかなか利用できない場合もあるといったことを考えれば、他の委員の方々が言ったように全額というのは不安もあるが、できるだけ広く、保険料を支払っている方々の負担を軽くするという意味でも取り崩して何らかの減額をする方がよいと思う。

(委員)

先に出た委員の意見を踏まえて、少し予想を立てていかなければいけないというのが前提条件としてあるべきだと私も思っている。一方で、保険料の急激な上昇というのはどうなのか。20%以上も上昇することに関しては、急激な上昇であるので、私としては避けるべきで考慮すべきところはあると思う。また、準備基金そのものの性格なのだが、これは給付の安定を図るために大切な役割を果たしている。一方で、被保険者から保険料として集めたお金を給付に回して、その収支差も出てくる。その中で残ったお金を必要以上に残高として保有するというのはそもそも当初の準備基金の目的からすると、目的そのものから現状を把握した場合、適切ではないのではと思うので、全く取り崩さないということではなく、状況を考慮して判断していけたらと思う。

(委員)

資料 3-3 において、他市の一部では令和 3 年 3 月末の基金残高見込額とほぼイコールの金額を第 8 期で取り崩すとしている。これらの市が、既に第 7 期においても行っている市があるのかもしれないが、第 8 期で全額を取り崩すという方針で行うとして、ただそれは実態的には取り崩すだけでなく積み上がるものもあるので、それが成立しているのであれば全額取り崩したとして、その後に支障があるのかどうか、他市の現状を見て判断の参考にできないか。

(事務局)

今回資料で示させていただいたのは直近の情報なので、今後、他市の状況も変わってくる可能性もあることから、その辺の情報を入手しながら、他市の状況も踏まえながら保険料水準というものを考えていきたい。

(会長)

皆さんが言っていることは、それほど大きくは違わないという気がするが、第7期からの委員の方もいるので、第7期の時を思い出していただくと、一番のスローガンとして掲げたのが介護予防。とにかく皆が自助、互助で努力して、それから共助、公助という形でカバーしていくということ。そのためにも保険料はあえて上げずに頑張っってやっていこうというのが前回の内容だったと思う。しかし、そうはいつても時代も大分変わってきた。それから今回の感染症のようなこともあると、保険料を据え置きですっってやっていくというのは、先々のことを考えると少し厳しいのではということもある。取り崩し額をどれくらいにするかということを決めるのは、この場ではないと思うので、ある程度取り崩して、それがどれくらいになるかというのは、市の執行部の方で考え、市議会を経て決めてもらえればと思う。審議会としてはそういった意見とすることでよいか。

あと、他の方々も多少言い方が違っっても言っていることは同じだと思うので、一つお願いとしては、先に委員からあつたような本当の意味でのシミュレーション、コアなところだが、恐らくこのくらいになっていくだろうといったところは見えてこない、毎年毎年同じ議論をすることになってしまうので、2040年を見据えたデータの整理、シミュレーションを行ってもらえればと思うのでよろしくお願ひしたい。それでは、そういう方向で進めていきたいと思う。

(副会長)

最後に、原案を承認いただいたところだが、1点だけ申し上げたいことがある。今まで話題に上がらなかつたが、令和5年度の目標値の中で明らかに実現不可能なものが1つ入っている。それは何かというと、資料2-1 原案の50ページ、指標③事業実施効果の指標の1、「65歳からの健康寿命」において、令和5年度の目標値を「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」としているものがある。全国の市町村で、多くが平均寿命を延ばすとしている中で、先進的なところは、健康寿命を延ばすということを目標としている。しかしながら、どうしても平均寿命の延びの方が大きい。そうすると健康寿命をいくら延ばしても格差はどんどん広がってしまう。医療の必要な人、介護の必要な人はこれからどんどん増えていってしまう。そこで、川越市としては平均寿命の延びよりも健康寿命の延びの方を大きくしようという大胆な目標を掲げた訳である。はっきり言っって10年、15年の中で絶対実現はしない。なので、データだけを見て進んでいないではないかということと言わないようにして、この強い思ひを審議会の委員の皆さんにはご理解いただいて、その趣旨を応援してあげてほしいということをお願ひしておく。

5 その他
特になし

6 閉会